

熱海市立幼保連携型認定こども園条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第2号

熱海市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----------------------|
| 熱海市立あたまこども園 | 熱海市桜町3番20号、熱海市桜町13番4号 |

(開園時間)

第3条 認定こども園の開園時間は、午前7時15分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日等)

第4条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、教育の提供を行わない日は、規則で定める。

(入園資格)

第5条 認定こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第19条第1項第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもに該当する者とする。

(入園の承認等)

第6条 前条に定める資格を有する者の保護者は、当該者の認定こども園への入園を希望するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項の変更又はその取消しをしようとするときも、同様とする。

(入園の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園への入園を承認しないことができる。

- (1) 利用定員に余裕がないとき。
- (2) 感染症の疾病を有し、他の児童に感染させるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(入園の承認の取消し等)

第8条 市長は、認定こども園を利用する者の保護者の申出による場合のほか、第6条の規定による入園の承認に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) 第5条に規定する入園資格を有しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりその承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

(利用者負担額等の納付)

第9条 認定こども園を利用する者の保護者は、熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年熱海市条例第3号）に定める利用者負担額等を、市長が別に定めるところにより納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項、附則第9項及び第10項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園への入園に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 3 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(25)認定こども園

(熱海市における保育の実施等に関する条例の一部改正)

- 4 熱海市における保育の実施等に関する条例（平成27年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中熱海市立小嵐保育園の項を削る。

第4条の表中熱海市立小嵐保育園の項を削る。

(熱海市における保育の実施等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に前項の規定による改正前の熱海市における保育の実施等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条の表に規定する熱海市立小嵐保育園への入園又はその利用に関してなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ熱海市立あたまこども園への入園又はその利用に関してなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 6 この条例の施行前に旧条例第3条の表に規定する熱海市立小嵐保育園を利用した児童の子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）が納付すべき熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例に定める利用者負担額等については、なお従前の例による。

(熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

- 7 熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び市立保育所」を「、市立保育所」に改め、「保育所をいう。以下同じ。）」の次に「及び市立認定こども園（熱海市立幼保連携型認定こども園条例（令和2年熱海市条例第 号）第2条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項中「の教育・保育給付認定保護者又は市立保育所から」を「、市立保育所から保育を受けた子ども又は市立認定こども園から教育若しくは」に改める。

(熱海市年末保育の実施に関する条例の一部改正)

8 熱海市年末保育の実施に関する条例（平成22年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「及び熱海市立幼保連携型認定こども園条例（令和2年熱海市条例第 号）第2条に規定する認定こども園（以下「市立認定こども園」という。）」を加え、「、同条例により」を削る。

第2条第2項及び第3条中「市立保育園」の次に「又は市立認定こども園」を加える。

（熱海市立学校設置条例の一部改正）

9 熱海市立学校設置条例（昭和39年熱海市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3熱海市立緑ガ丘幼稚園の項を削る。

（熱海市立学校設置条例の一部改正に伴う経過措置）

10 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の熱海市立学校設置条例別表第3に規定する熱海市立緑ガ丘幼稚園を利用した児童の教育・保育給付認定保護者が納付すべき熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例に定める利用者負担額等については、なお従前の例による。

（熱海市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

11 熱海市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「をいう。）」の次に「及び熱海市立幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

第2条中「熱海市教育委員会」の次に「（熱海市立幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、市長）」を加える。

第6条中「教育委員会規則」を「、市長又は教育委員会が規則」に改める。